



フランス最新法令情報

前号にひきつづき、新型コロナウイルス感染症（Covid-19）に対する措置の最新情報をお届けします。3月16日、フランスのマクロン大統領、カスタネール内務大臣は、新型コロナウイルス感染拡大防止策を発表しました。本号では、この防止策の要点をご紹介します。フランスで活躍されている日本企業のご参考になれば幸いです。

information

CORONAVIRUS COVID-19

LE POINT SUR LA SITUATION

1. 外出禁止措置について

フランス政府は、新型コロナウイルス感染症（Covid-19）の感染拡大を阻止するため、人の移動を大幅に制限することを目的として3月17日（火）昼12時より最低15日間につき、フランス全土で外出禁止措置（confinement）の実施を決定しました。

必要不可欠な外出以外は禁止され、外出する場合は理由を記した宣誓書を所持することが義務付けられます。

例外的外出宣誓書（ATTESTATION DE DÉPLACEMENT DÉROGATOIRE）は、フランス政府のサイトに掲載されているフォームを印刷するか、同じ内容のものを手書きで作成することも可能です。日付も記入する必要があるため、毎日作成しなければならないとされています。（参照：[後掲資料1](#)）

必要不可欠な移動・外出については、以下のとおりリストされています。

- 在宅勤務（テレワーク）が不可能な場合に、自宅と職場の間の移動

- 自宅近くの施設での生活必需品の買い物のための移動
- 健康を理由とする移動（医療機関に通院のため）
- 脆弱な人の世話又は子供の保育のための家族的理由による必要不可欠な移動
- 単独での運動（ランニング、徒歩）やペットの必要のための、自宅近辺の短時間の外出

通勤の場合には雇用主が発行する証明書も携行する必要があります。雇用主が発行する職業上の移動証明書（JUSTIFICATIF DE DÉPLACEMENT PROFESSIONNEL）も政府の複数のサイトに掲載されています。（参照：[後掲資料 2](#)）フリーランスの場合は職業カードの提示で代替できるとのことです。また身分を証明する書類（パスポート、滞在許可証等）もコントロールを受ける可能性があります。

違反の場合に、現在 38 ユーロの罰金が科される可能性があり、近く制定される政令により 135 ユーロに引き上げられる予定です。（3月18日公布の政令により135ユーロに引き上げられました。）

フランス政府が営業を認めている施設及び4月15日まで営業が禁止される施設は、3月14日及び15日付の省令で定められました。

営業が認められる主な施設は、一般食料品の販売、野菜・果物・肉・魚の専門小売店、パン屋、スーパーマーケット（小型・大型含む）、デリバリー・テイクアウト、自動販売機、薬局、ガソリンスタンド、自動車・車両・バイク等のメンテナンス・修理店、電話・コンピュータ・建築資材等の一部専門小売店、ペット用品専門小売店、新聞・文房具専門小売店、ホテル、民泊施設、派遣代理店業務、クリーニング店、葬儀業、金融業・保険業などです。

営業が禁止される施設は、講演・会議場、劇場、多目的施設、販売店・商業センター（デリバリー及び注文テイクアウトを除く）、レストラン・酒類提供店（デリバリー、テイクアウト、ルームサービスを除く）、ダンス場及びゲーム場、図書館・資料館、展示場、閉鎖空間のスポーツ施設、美術館、テント、屋外施設、教育施設（一定の例外あり）・レジャー施設などです。

2. フランス入国制限について

また、フランス政府は、17日（火）昼12時より、EU・シェンゲン域外の出身者のフランスへの入国を30日間制限すると決定しました。必要不可欠な移動や医療関係者等の一部については例外が認められます。現在海外に居住するフランス人は居住地に残ることが推奨されています。また、フランスの滞在許可証を所持している第三国（EU・シェンゲン域外）出身者の入国は可能とされています。

なお、有効期間満了が迫っている滞在許可証、長期滞在ビザ等の有効期間を 3 か月延長する旨の措置も内務大臣から告知されています。

3. 部分的失業制度 (chômage partiel) の例外的かつ大規模な実施について

フランス政府は、新型コロナウイルス感染症の流行により事業の削減や中断を余儀なくされた企業に対して、例外的で大規模な部分的失業制度の適用を認める方針を示しました。特に、レストラン、カフェ等の 3 月 15 日の省令の適用により休業を余儀なくされた企業がこれに該当しますが、限定はされません。

部分的失業制度 (「activité partielle (部分的営業)」とも呼ばれます) は、経済的困難に直面する企業が、一時的に従業員の労働時間を削減又は事業所を一部又は全部閉鎖することになった場合に、不就業による従業員の減給を補填する手当を雇用主が支払い、雇用主は国及び Unedic (全国商工業雇用連合) から一定の還付を受けることができるという制度です。

部分的営業の許可申請はオンラインで行うことができますが、今回アクセスの集中等によりアクセスできないなどの問題が生じたことにより、労働省は事業主に 30 日間の申請猶予を認め、部分的営業制度は遡及的に適用されます。

また、通常の部分的失業の場合と異なり、CSE (従業員代表機関) の事前の情報提供・諮問手続きを許可申請から 2 か月の期限内とすること、複数の事業所が関連する場合に一つの申請で足りるようにすること、部分的営業を最長 12 か月の期間まで認めること (現行は 6 か月)、年間労働日数制が適用される管理職従業員にも完全な閉鎖ではない場合も部分的失業を適用できるものとするなどが予定されています。

通常の部分的失業制度は、雇用主が不就業時間のグロス賃金 (時間単位) の 70% (ネット賃金の約 84%) に相当する休業手当を従業員に支払う義務があり、雇用主は従業員 1 名につき年 1000 時間を上限として一定金額について国からの還付 (部分的営業給付金) を受けることができます。

今回フランス政府は、雇用主が支払った休業手当の 100%を国が負担して還付するものとする (最低法定賃金の 4.5 倍の 70%を上限とし、かつ最低法定賃金 (SMIC) を保証) ことを発表しています。

これらの部分的失業 (部分的営業) の改正は、近日中に制定される政令の公布日より施行される予定です。CSE の諮問の延期や 30 日間の申請期限の猶予は直ちに実施されます。

これらの措置は今後も変更になる可能性があります。

資料1：例外的外出宣誓書 (ATTESTATION DE DÉPLACEMENT DÉROGATOIRE) 及び参考和訳

資料2：雇用主の証明書 (JUSTIFICATIF DE DÉPLACEMENT PROFESSIONNEL) 及び参考和訳

参考サイト：<https://www.gouvernement.fr/info-coronavirus>

フレンチデスク コンタクト

東京オフィス	パリデスク
ル ドゥサール・デヴィ (パリ弁護士会所属／東京弁護士会登録)	千田 多美 (パリ弁護士会所属)
今野ブデン 泰子 (パリ弁護士会所属)	c/o Altana 45 Rue de Tocqueville, 75017 Paris, France
TMI 総合法律事務所 〒106-6123 東京都港区六本木 6-10-1 六本木ヒルズ森タワー23階 Email : francelaw@tmi.gr.jp Tel : 03-6438-5511	Email : francelaw@tmi.gr.jp Tel : +33(0)1 7997 9723

本ニュースレターは、一般的な情報を提供することを目的としており、当事務所の法的アドバイスを提供するものではありません。本ニュースレターの受信者は、必要に応じて、弁護士のアドバイスをお受けいただきますよう、お願い申し上げます。

資料 1 : 例外的外出宣誓書 (ATTESTATION DE DÉPLACEMENT DÉROGATOIRE)

及び参考和訳

出典 : <https://www.service-public.fr/particuliers/vosdroits/R55781>

ATTESTATION DE DÉPLACEMENT DÉROGATOIRE

En application de l'article 1^{er} du décret du 16 mars 2020 portant réglementation des déplacements dans le cadre de la lutte contre la propagation du virus Covid-19 :

Je soussigné(e)

Mme / M. _____

Né(e) le : _____

Demeurant : _____

certifie que mon déplacement est lié au motif suivant (cocher la case) autorisé par l'article 1^{er} du décret du 16 mars 2020 portant réglementation des déplacements dans le cadre de la lutte contre la propagation du virus Covid-19 :

- déplacements entre le domicile et le lieu d'exercice de l'activité professionnelle, lorsqu'ils sont indispensables à l'exercice d'activités ne pouvant être organisées sous forme de télétravail (sur justificatif permanent) ou déplacements professionnels ne pouvant être différés ;
- déplacements pour effectuer des achats de première nécessité dans des établissements autorisés (liste sur gouvernement.fr) ;
- déplacements pour motif de santé ;
- déplacements pour motif familial impérieux, pour l'assistance aux personnes vulnérables ou la garde d'enfants ;
- déplacements brefs, à proximité du domicile, liés à l'activité physique individuelle des personnes, à l'exclusion de toute pratique sportive collective, et aux besoins des animaux de compagnie.

Fait à, le...../...../2020
(signature)

【参考和訳】

例外的外出宣誓書

下署の私は：

Mme/M. (氏名)

生年月日： DD/MM/YYYY

住所：

Covid-19ウイルスの蔓延対策としての移動規制にかかる2020年3月16日付政令（デクレ）第1条に基づき、私の外出が、Covid-19ウイルスの蔓延対策としての移動規制にかかる2020年3月16日付の政令第1条により許可された次の理由（該当する箇所にチェックしてください）によるものであることを証明します。

- テレワークの形で対応できない活動のために不可欠な場合に、自宅と職業活動の場所（職場）の間の移動（証明書提示すること）又は延期できない職業上の移動
- 許可された施設における生活必需品の買い物のための移動（gouvernement.frサイト参照）
- 健康上の理由による移動
- 脆弱な人の世話又は子供の保育のための家族的理由によるやむを得ない移動
- 単独での運動（一切の集団でのスポーツを除く）及びペットの必要のための、自宅近辺の短時間の外出

作成地、作成日 DD/MM/2020

(署名)

資料 2 : 雇用主の証明書 (JUSTIFICATIF DE DÉPLACEMENT PROFESSIONNEL)

及び参考和訳

出典: https://www.gouvernement.fr/sites/default/files/contenu/piece-jointe/2020/03/justificatif_de_deplacement_professionnel.pdf

JUSTIFICATIF DE DÉPLACEMENT PROFESSIONNEL

En application de l'article 1^{er} du décret du 16 mars 2020 portant réglementation des déplacements dans le cadre de la lutte contre la propagation du virus Covid-19 :

Je soussigné(e),, (fonction), certifie que les déplacements de la personne ci-après, entre son domicile et son lieu d'activité professionnelle, ne peuvent être différés ou sont indispensables à l'exercice d'activités ne pouvant être organisées sous forme de télétravail (au sens du 1^{er} du 2^e alinéa de l'article 1^{er} du décret du 16 mars 2020 portant réglementation des déplacements dans le cadre de la lutte contre la propagation du virus Covid-19) :

Nom :
Prénom :
Date de naissance :
Adresse du domicile :
Nature de l'activité professionnelle :
Lieu d'exercice de l'activité professionnelle :
Trajet de déplacement :
Moyen de déplacement :

(Nom et cachet de l'employeur) Fait à, le...../...../2020

【参考和訳】

職業上の移動証明書

下署の私、(氏名)、(役職)は、Covid-19 ウイルスの蔓延対策としての移動規制にかかる 2020 年 3 月 16 日付政令 (デクレ) 第 1 条に基づき、

下記の者の住居と職場間の移動が、(Covid-19 ウイルスの蔓延対策としての移動規制にかかる 2020 年 3 月 16 日付政令第 1 条第 2 項第 1 号の意味での) 延期することができず、又は在宅勤務 (テレワーク) の形式では実施することができない業務の実施に不可欠であることを証明します。

姓 :

名 :

生年月日 :

居住地の住所 :

職業活動の性質 :

職業活動の実施場所 :

移動経路 :

移動手段 :

(雇用主の名称及び社判)

作成地、作成日 DD/MM/2020